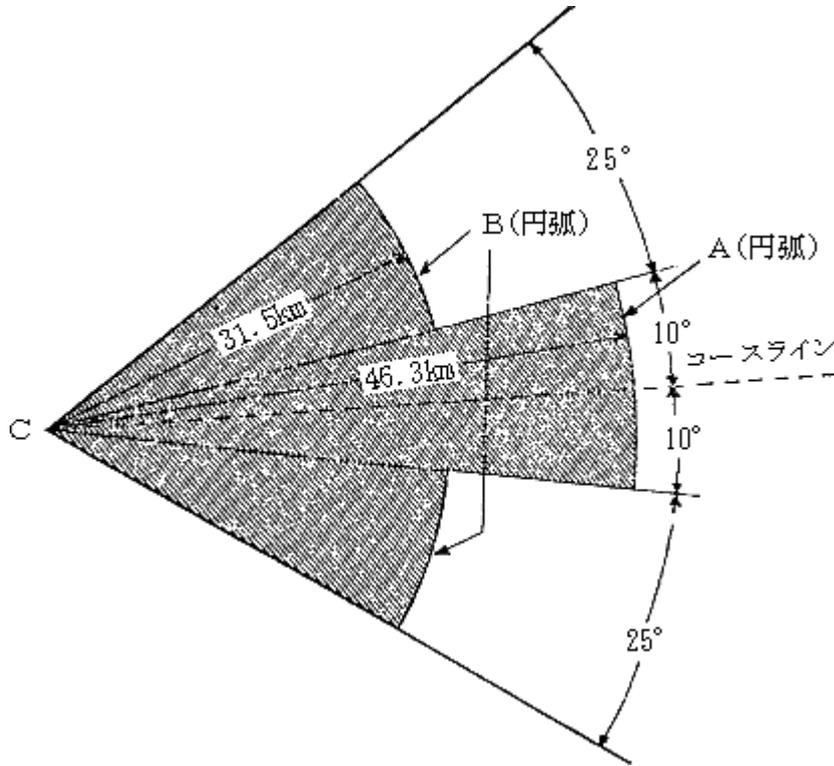


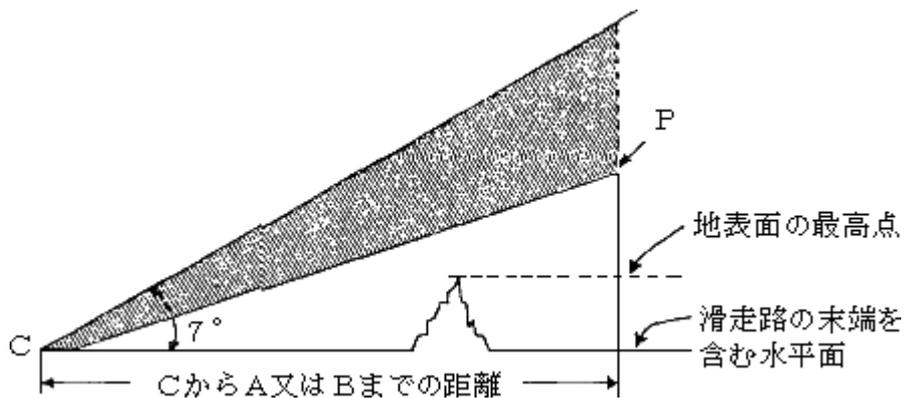
別図第九号 有効範囲(第45条の12の7関係)

1 ローカライザ

(1) 水平面



(2) 垂直面



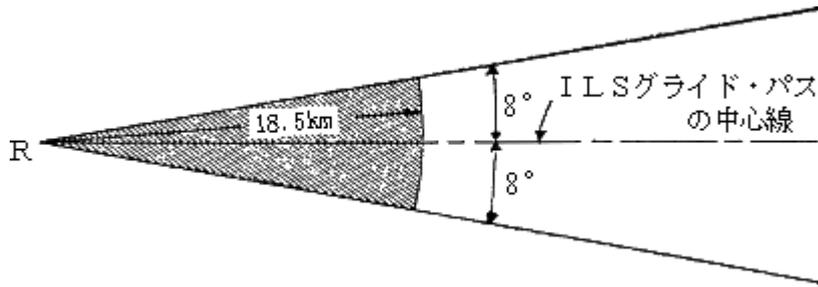
注1 水平面及び垂直面における最小の有効範囲は、斜線部分とする。

2 電界強度は、 $40 \mu\text{V}/\text{m}$ 以上であること。ただし、ILSグライド・パス上及びコース・セクタ(コース・ラインを含む水平面において、DDMの値が0.155以下となる扇形状の区域であつてコース・ラインを含むものをいう。別図第十一号参照)内であつて、Cから18.5kmの距離以内で、かつ、滑走路の末端を含む水平面から30mの高さ以上の範囲内においては、 $90 \mu\text{V}/\text{m}$ 以上であること。

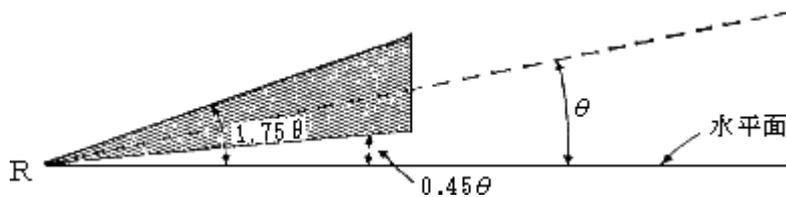
- 3 地形上やむを得ない場合又は運用上支障のない場合は、CからAまでの距離は33.3km、CからBまでの距離は18.5kmとすることができる。
- 4 「C」は、ローカライザの空中線の輻射体の中心部とする。
- 5 「P」は、A又はBの垂直上空における点であつて、滑走路の末端を含む水平面から600m又は中間進入空域内若しくは最終進入空域内の地表面の最高点から300mのいずれか高い方の高さ以上であること。

2 グライド・パス

(1) 水平面



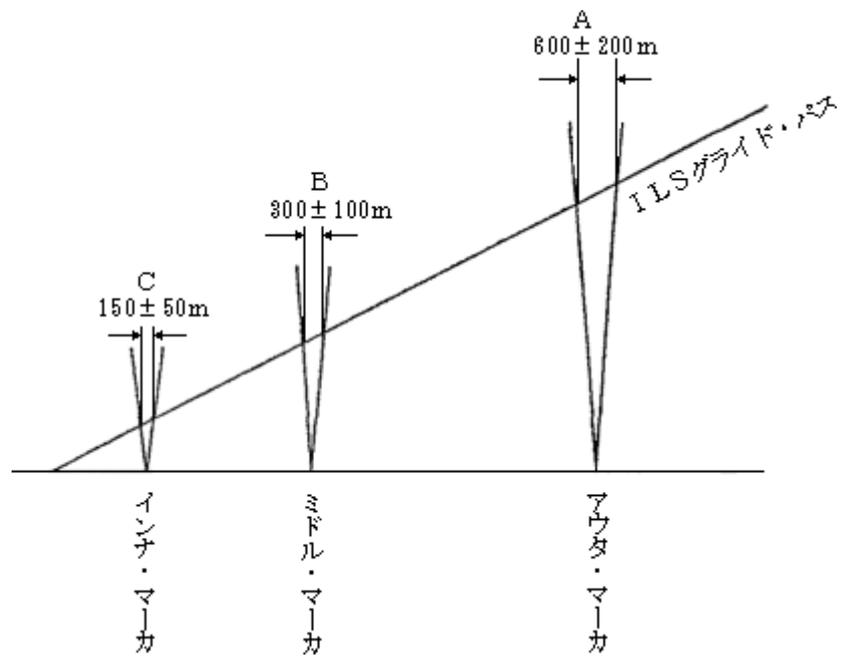
(2) 垂直面



注1 水平面及び垂直面における最小の有効範囲は、斜線部分とする。

- 2 電界強度は、滑走路の末端を含む水平面から30mの高さ以上の有効範囲内において、 $400\mu\text{V}/\text{m}$ 以上であること。
- 3 「R」は、ILSグライド・パスの直線部分の延長線が滑走路の中心線と交わる点とする。別図第十一号において同じ。
- 4 「 θ 」は、設計上のILSグライド・パスと水平面のなす角度とする。

3 マーカ・ビーコン



注1 垂直面における有効範囲は、A, B, Cにおいて距離で示す部分とする。

2 電界強度は、有効範囲内において最大値が 3mV/m 以上となるものであり、有効範囲の両端において 1.5mV/m であること。